

大阪府地域医療確保修学資金等貸与事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、大阪府地域医療確保修学資金等貸与要綱（以下「要綱」という。）に基づき、修学資金等の貸与の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、要綱に定めるところによる。

(募集手続)

第3条 要綱第3条第1号、第2号又は第6号に掲げる貸与を受ける者の募集は、公募により実施する。

2 要綱第3条第3号又は第5号に掲げる貸与を受ける者の募集は、大阪公立大学、大阪医科薬科大学、関西医科大学及び近畿大学の学長又は学部長の推薦により実施する。

3 要綱第3条第5号に掲げる貸与を希望する者は、志願時に大阪府地域医療確保修学資金貸与事業同意書を知事に提出しなければならない。

(貸与の申請)

第4条 修学資金等の貸与を受けようとする者は、大阪府地域医療確保修学資金等貸与申請書（様式第1-1号、様式第1-2号又は様式第1-3号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 要綱第3条第1号に掲げる者

- イ 在籍する大学の学長又は学部長が作成した推薦書（様式第2号）
- ロ 在学証明書
- ハ 住民票
- ニ 卒業した高等学校の卒業証明書（大阪府外の大学に在籍している場合のみ）
- ホ 保護者の住民票（申請しようとする者が、大阪府外に居住し、府の区域外の大学に在籍し、及び大阪府外の高等学校を卒業している場合のみ）
- ヘ 応募理由書（様式第3-1号）
- ト 連帯保証人となる者の印鑑登録証明書

二 要綱第3条第2号に掲げる者

- イ 臨床研修を受ける医療機関の長が作成した推薦書（様式第2号）
- ロ 在籍証明書
- ハ 住民票
- ニ 卒業した大学の卒業証明書
- ホ 応募理由書（様式第3-1号）
- ヘ 連帯保証人となる者の印鑑登録証明書

三 要綱第3条第3号に掲げる者

- イ 在籍する大学の学長又は学部長が作成した推薦書（様式第2号）
- ロ 在学証明書
- ハ 住民票
- ニ 応募理由書（様式第3-2号）
- ホ 連帯保証人となる者の印鑑登録証明書

四 要綱第3条第5号に掲げる者

- イ 在籍する大学の学長又は学部長が作成した推薦書（様式第2号）
- ロ 在学証明書
- ハ 住民票
- ニ 応募理由書（様式第3-2号）

五 要綱第3条第6号に掲げる者

- イ 在学証明書
- ハ 住民票
- ニ 応募理由書（様式第3-2号）
- ホ 大阪府地域医療確保修学資金貸与事業（一般枠）同意書

（貸与者の決定）

第5条 前条の申請があったときは、審査により貸与者を決定する。審査は、書類審査及び面接審査によるものとし、志望動機、医療に対する見識、指定診療業務に対する認識その他必要事項を総合的に判断して決定する。

2 前項の規定により貸与者を決定したときは、大阪府地域医療確保修学資金等貸与決定通知書（様式第4号）により通知する。

（貸与契約）

第6条 前条の規定により修学資金等の貸与の決定を受けた者（以下「借受者」という。）は、別に定めるところにより知事と貸与契約を締結しなければならない。

（貸与の方法）

第7条 知事は、借受者から大阪府地域医療確保修学資金等交付請求書（様式第5号）の提出を受けて修学資金等の貸与を行う。

（貸与の決定の取消及び停止）

第8条 知事は、要綱第9条第1項の規定により、貸与の決定を取り消したときは、大阪府地域医療確保修学資金等貸与取消通知書（様式第6号）により通知する。

(返還手続)

第9条 要綱第10条の規定により、修学資金等の返還が必要であるときは、知事は調査の上、返還を決定する。

2 前項の規定により返還を決定したときは、大阪府地域医療確保修学資金等返還決定通知書（様式第7号）により通知する。

(返還債務の猶予手続)

第10条 借受者は、要綱第11条の規定により返還債務の履行の猶予を受けようとするときは、大阪府地域医療確保修学資金等返還猶予申請書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、猶予を受けようとする事由の内容を証明する書類を添付しなければならない。

3 知事は、返還債務の履行の猶予を決定したときは、大阪府地域医療確保修学資金等返還猶予決定書（様式第9号）により通知する。

(返還債務の猶予の取消)

第11条 要綱第12条の規定により、返還債務の履行の猶予を取り消したときは、大阪府地域医療確保修学資金等返還猶予取消通知書（様式第15号）により通知する。

(指定診療業務等の指定)

第12条 要綱第2条第6号及び第7号に定める業務は、厚生労働省が実施する「医師・歯科医師・薬剤師統計」結果、医師偏在指標及びその他地域の実情を勘案し、大阪府医療対策協議会の意見を聴取して決定する。

2 知事は、指定診療業務のうち、医師不足の状況や地域における役割等を考慮し、医師の確保が特に必要な医療機関における診療業務として、重点指定診療業務を指定することができる。

重点指定診療業務を指定するときは、大阪府医療対策協議会の意見を聴取するものとする。

(業務従事期間の計算)

第13条 要綱第13条第1項第1号及び第2号に定める指定診療業務並びに同項第3号及び第4号に定める診療業務に従事した期間の計算は、当該医療機関の定める常勤医師の所定労働時間と同等の時間、勤務をした期間により計算する。

ただし、育児、介護、その他やむを得ない事由により所定労働時間を短縮された場合は、その所定労働時間が週当たり20時間を超える期間について業務に従事した期間として算入する。

- 2 要綱第13条第3項に定める就業規則等により勤務を禁止又は免除された期間を除き、疾病、負傷その他の事由により業務に従事することができなかった期間は、業務に従事することができなかった最初の日から最後の日までの日数により計算する。

(返還債務の免除手続)

第14条 要綱第15条の規定により返還債務の免除を受けようとする者は、次の各号に定める場合に
応じ、それぞれ大阪府地域医療確保修学資金等返還債務免除申請書(様式第10-1号、様式第10-2号又は様式第10-3号)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 要綱第13条第1項第1号、第2号、第3号及び第4の規定によるとき

イ 医師免許証の写し

ロ 業務従事証明書(様式第11号)

二 要綱第13条第1項第5号の規定によるとき

イ 医師免許証の写し

ロ 業務従事証明書(様式第11号)

ハ 業務上の理由により業務に従事できなくなったことを証明する書類

三 要綱第14条の規定によるとき

イ 事実を証明する書類

- 3 知事は、返還債務の免除を決定したときは、大阪府地域医療確保修学資金等返還債務免除決定通知書(様式第12号)により通知する。

(借受者の義務等)

第15条 借受者は、修学資金等の返還及びその利息の支払いの債務を負うことがなくなるまでの間、毎年3月31日現在の現況報告書(様式第13号)を知事に提出しなければならない。

(届出等)

第16条 要綱第16条の規定により届出が必要となったときは、届出書(様式第14号)を提出しなければならない。

- 2 前項の届出書には、届出を行う事由の内容を証明する書類を添付しなければならない。

(附則)

この要領は、平成21年4月8日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、平成21年8月10日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、平成22年3月25日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、平成23年4月7日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、平成25年4月5日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。ただし、要領第12条第1項及び第2項の規定は平成21年4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和3年7月29日から施行する。

(附則)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和4年11月17日から施行する。

(附則)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前に改正前の要領に基づき貸与契約を締結した者については、従前の例による。

(附則)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。ただし、令和7年度以前に改正前の要領に基づき貸与契約を締結した者については、従前の例による。